

広島県告示第五百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十五年六月二十日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年六月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

甲山甲奴上市線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市甲奴町拔湯字吉田寺四三番一地从先から 三次市甲奴町拔湯字吉田寺四三番一地先まで		三・八〇 六・五〇	三・八〇 六・五〇	七二・五〇	
	三・八〇 一三・〇〇			七二・五〇	拡幅